

○内閣府告示第二百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第三項及び第五十六条第三項の規定に基づき、  
内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 総合特別区域法第二十八条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。
- 二 総合特別区域法第五十六条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

附 則

この告示は、総合特別区域法の施行の日から施行する。